

# 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

平成29年9月27日

東広島市長 藏 田 義 雄

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

### (1) 名称

ゆめタウン黒瀬

### (2) 所在地

東広島市黒瀬町檜原字下田中102番外

## 2 変更に係る事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社イズミ	代表取締役社長 山 西 泰 明	広島市東区二葉の里三丁目3番1号
メガネの田中チェーン 株式会社	代表取締役 田 中 登志子	広島市中区袋町1丁目23番102号
株式会社タツミヤ	代表取締役 指 田 努	東京都八王子市暁町一丁目32番 13号
さくらコーポレーション 有限会社	代表取締役 高 田 和 明	東広島市八本松町原6120番地
株式会社ちづる	代表取締役 森 啓 輔	広島市東区若草町10番12号
有限会社ジュエルグラン	代表取締役 末 宗 宏 敏	安芸高田市吉田町吉田594番1号
フジパンストアー株式 会社	代表取締役 國 廣 哲 彦	愛知県名古屋市瑞穂区松園町一丁目 50番地

株式会社フタバ図書	代表取締役 世 良 與志雄	広島市中区堀川町 6 番 1 8 号
株式会社フラワーショップみやもと	代表取締役 宮 本 正 直	広島市佐伯区八幡二丁目 2 5 番 1 8 号
株式会社モーツアルト	代表取締役 田 上 友 康	広島市中区堀川町 5 番 2 号

(変更後)

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社イズミ	代表取締役 山 西 泰 明	広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号
メガネの田中チェーン株式会社	代表取締役 田 中 登志子	広島市中区袋町 1 丁目 2 3 番 1 0 2 号
株式会社タツミヤ	代表取締役 指 田 努	東京都八王子市暁町一丁目 3 2 番 1 3 号
さくらコーポレーション 有限会社	代表取締役 高 田 和 明	東広島市八本松町原 6 1 2 0 番地
株式会社ちづる	代表取締役 森 啓 輔	広島市東区若草町 1 0 番 1 2 号
有限会社ジュエルグラン	代表取締役 末 宗 宏 敏	安芸高田市吉田町吉田 5 9 4 番 1 号
フジパンストア株式会社	代表取締役 廣 村 昌 弘	愛知県名古屋市長徳区松園町一丁目 5 0 番地
株式会社フタバ図書	代表取締役 世 良 與志雄	広島市中区堀川町 6 番 1 8 号
株式会社フラワーショップみやもと	代表取締役 宮 本 正 直	広島市佐伯区八幡二丁目 2 5 番 1 8 号
株式会社モーツアルト	代表取締役 田 上 友 康	広島市中区堀川町 5 番 2 号
片山哲秀	片 山 哲 秀	呉市中通三丁目 5 番 3 号

### 3 変更年月日

変更に係る事項	変更年月日
フジパンストア株式会社の代表者	平成 2 6 年 7 月 1 6 日
片山哲秀の入店	平成 2 7 年 2 月 1 日

### 4 変更の理由

(1) 小売業を行う者の住所及び名称の変更並びに入店があったため。

### 5 届出年月日

平成 2 9 年 9 月 2 2 日

### 6 縦覧期間及び縦覧場所

#### (1) 縦覧期間

平成 2 9 年 9 月 2 7 日 (水) から平成 3 0 年 1 月 2 9 日 (月) まで (東広島市の休日  
を定める条例第 1 条に規定する日を除く。) とし、縦覧時間は、午前 8 時 3 0 分から午  
後 5 時 1 5 分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部商業観光課

東広島市西条栄町8番29号

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年1月29日(月)

(2) 提出先

東広島市産業部商業観光課